青森県医療的ケア児の通学支援事業実施要項

第１　趣旨

この要項は、青森県立特別支援学校に在籍し、通学時に医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）の通学に係る保護者等の負担軽減を図ることを目的に、青森県教育委員会（以下「委員会」という。）が医療的ケア児の通学支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものである。

第２　定義

この要項において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

（１）訪問看護等事業者　訪問看護ステーション等、医療的ケア児の医療的ケアに対応できる看護師が所属している事業者をいう。

（２）福祉タクシー等事業者　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の一般乗用旅客自動車運送事業について、同法に基づき国土交通大臣の許可を受けた事業者をいう。

（３）医療的ケア　医療的ケア児に対して、保護者等の依頼により、看護師が医師の指示に基づいて行うものをいう。

（４）学校　医療的ケア児が在籍若しくは通学し、又はしようとする県立特別支援学校をいう。

（５）通学　自宅その他これと同等のものとして委員会が認める場所（以下「自宅等」という。）と学校の間の登下校であって、当該登下校のため福祉タクシー等事業者の車両に乗り、又は降りるまでの間をいう。

（６）通学手段の確保が困難な状態　医療的ケア上の理由や学校におけるスクールバスの設置・運用状況等により、既存の手段を利用することが客観的に困難な場合をいう。

（７）１回　登校時又は下校時のそれぞれにおける、自宅等と学校の間を往復する運行をいい、試走を含む。

第３　実施主体

事業の実施主体は、青森県教育庁学校教育課とする。

第４　対象者

事業の対象となる医療的ケア児は、青森県内に居住地を有し、学校において医療的ケアを実施している児童生徒であって、通学時に医療的ケアが必要であり、そのために既存の手段による通学が困難な者のうち、以下の要件を全て満たし、かつ、委員会から利用を認められた者をいう。

（１）通年にわたって通学時に、次に掲げる医療的ケアが必要なため、スクールバス等の既存の手段による通学手段の確保が困難な状態にあること。

ア　口腔内又は鼻腔内の喀痰吸引

イ　気管カニューレ内部の喀痰吸引

ウ　酸素療法や人工呼吸器の管理

エ　アからウに掲げるもののほか、これらと同等の医療的ケアとして、委員会が認めるもの

（２）当該医療的ケア児が当該通学を安全に行うことができること。

第５　事業内容

事業は、福祉タクシー等事業者の車両に、看護師が同乗し、対象者の通学の送迎を行うものとする。

２　委員会は、適切な事業運営が確保できると認められる訪問看護等事業者に委託して事業を実施するものとする。

３　複数の対象者が同一の車両に同乗して通学すること（以下「複数名同乗」という。）は、次に掲げる事項の全てが整っていると委員会が認めるときに限り、行うことができる。

（１）同乗する全ての対象者の保護者等が、複数名同乗に同意していること。

（２）同乗する対象者の組合せ及び必要な看護師の人数について、訪問看護等事業者が、必要に応じて主治医の意見を踏まえ、可否を判断していること。

（３）乗降、引継ぎ及びケアに伴う停車時間を含む総所要時間が適切であり、同乗する各対象者の健康面及び心理面に支障がないこと。

（４）利用日の調整、欠席及び体調変化時の連絡体制並びに緊急時の対応体制が整っていること。

（５）保護者等、学校、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者による事前の打合せ並びに保護者等が同乗する試走により、通学ルート、停車場所及びケアの引継ぎ等を確認していること。

（６）日常利用している看護師以外の看護師が同乗する場合は、事前に十分な打合せを行い、複数名同乗に対応できることを確認していること。

４　複数名同乗における対象者の組合せは、あらかじめ定めるものとする。

５　対象者と同一の学校に在籍する兄弟姉妹であって、対象者でないもの（以下「兄弟姉妹」という。）が、対象者の通学に使用する車両に同乗することは、保護者等、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者が、委員会が別に定める同意事項に同意したときに限り、行うことができる。この場合において、兄弟姉妹の同乗に伴い追加で生じる経費（看護師の業務が増えた場合の経費を含む。）は、事業の対象外であり、就学奨励費の対象とならず、委員会も負担しない。

第６　訪問看護等事業者の責務

訪問看護等事業者は、事業について、委員会との委託契約のもと誠実に遂行し、委員会のほか、対象者、その保護者等、学校、福祉タクシー等事業者及び医療機関その他関係機関と円滑な連携を図るものとする。

第７　福祉タクシー等事業者の責務

福祉タクシー等事業者は、事業について、対象者及びその保護者等の依頼を誠実に遂行し、訪問看護等事業者の事業の遂行に協力（特に事業の遂行に必要な打合せ等への参加、対象者の車両乗降時及び緊急時等の対応等に係る協力をいう。）し、委員会のほか、対象者、その保護者等、学校、訪問看護等事業者及び医療機関その他関係機関と円滑な連携を図るものとする。

第８　費用負担

事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）が事業の利用に当たり負担する費用は、無料とする。ただし、次に掲げる費用は、保護者等の負担とする。

（１）主治医が作成する指示書に係る費用

（２）保護者等の都合による運行の取りやめにより発生した費用（第１４第４項に規定する費用をいう。）

（３）特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和２９年法律第１４４号）に基づく特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給対象とならない費用

（４）学校から福祉タクシー等事業者への支払を振込により行う場合の振込手数料

２　事業に要する費用のうち、対象者が乗車した区間に係る車両の費用は就学奨励費（第１４第２項に規定する車両に係るキャンセル料を除く。）により、看護に係る費用（看護師のみが乗車する区間に係る車両の費用を含む。）は委員会が訪問看護等事業者に支払う委託料により、それぞれ負担する。

第９　利用の申請

委員会は、第４に掲げる対象者について、学校と事前に協議するものとする。

２　事前協議の後、学校は、前項の対象者及びその保護者等に対し事業について説明を行う。

３　申請者は、医療的ケア児の通学支援事業利用（変更）申請書（様式第１号）及び医療的ケア児の通学支援事業に係る同意書（様式第２号）を委員会に提出するものとする。

４　複数名同乗又は兄弟姉妹の同乗を希望する場合は、前項の申請書にその旨及び所要の事項を記載し、兄弟姉妹の同乗の場合は、委員会が別に定める同意事項に係る同意書を添えるものとする。

第１０　利用の承認等

委員会は、第９の申請が第４の要件のいずれにも適合していると認めるときは、当該利用を承認するものとする。この場合において、委員会は、必要に応じて学校長、医療的ケア指導医又は主治医等その他関係者の意見を聞くものとする。複数名同乗の希望があるときは、第５第３項各号に掲げる事項を併せて確認するものとする。

２　委員会は、前項の審査の結果、医療的ケア児の通学支援事業利用（変更）について（様式第３－１号又は様式第３－２号）を申請者に通知するものとする。

３　申請者は、第１項の承認の内容に変更があるときには、医療的ケア児の通学支援事業利用（変更）申請書（様式第１号）を委員会に提出しなければならない。この場合において、第９から第１０第２項までの規定を、準用するものとする。

第１１　事業報告

訪問看護等事業者は、業務の実績をとりまとめ、医療的ケア児の通学支援事業業務請求書（様式第４号）及び実績報告書（様式第５号）を提出しなければならない。

第１２　委託料の支払

委員会は、第１１の請求書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めたときには、委託料を支払うものとする。

第１３　利用料金の支払

福祉タクシー等事業者の車両の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）のうち、対象者が乗車した区間に係るものは、就学奨励費により支払うものとする。

２　保護者等は、就学奨励費のうち利用料金に係る額の受領及び福祉タクシー等事業者への支払を、学校に委任し、その旨を記載した委任状を学校に提出するものとする。

３　福祉タクシー等事業者は、月ごとに、当該月の利用料金について、保護者等との契約に基づき算出し、請求書及び運行実績を証明する書類（乗車日報等）（以下「請求書等」という。）を、学校に提出するものとする。

４　第２項の場合において、学校は、請求書等の内容を確認の上、利用料金のうち就学奨励費の支給対象となる額を福祉タクシー等事業者に直接支払うものとする。

５　前項の支払の方法（現金払い又は振込）は、保護者等と学校が協議の上、決定する。振込による場合は、振込手数料は保護者等の負担とし、学校は、あらかじめ保護者等の了承を得るものとする。

６　就学奨励費の支給対象とならない費用が発生した場合は、その差額は保護者等の負担とし、福祉タクシー等事業者が保護者等に直接請求するものとする。

第１４　キャンセル料の取扱い

対象者の体調不良など、対象者本人に起因するやむを得ない事由により予定された運行を取りやめた（以下「キャンセル」という。）場合において、福祉タクシー等事業者又は訪問看護等事業者に費用が発生したときは、当該費用（以下「キャンセル料」という。）を請求することができる。ただし、請求できるキャンセル料の上限は、通常の運行１回に要する費用に相当する額とする。

２　前項の場合において、車両に係るキャンセル料は、就学奨励費の例により支払うものとし、看護に係るキャンセル料は、第１２の委託料の中から支払うものとする。

３　第１項の場合において、福祉タクシー等事業者は請求書等に、訪問看護等事業者は実績報告書（様式第５号）の内訳書（別紙）の備考欄に、キャンセルの理由を記載しなければならない。

４　保護者等の都合による運行の取りやめにより発生した費用については、保護者等の負担とする。

５　福祉タクシー等事業者若しくは訪問看護等事業者の都合、学校の臨時休業又は災害その他やむを得ない事由による運行の取りやめが生じた場合の取扱いは、関係者が個別に協議して定める。

６　キャンセル料の有無及び発生する時刻は、事業の開始前に、保護者等、福祉タクシー等事業者及び訪問看護等事業者の間で確認するものとする。

第１５　事業の中止等

委員会は、申請者が次のいずれかに該当したときは、事業の実施を中止し、又は利用の決定を取り消すことができる。

（１）第４の要件に該当しなくなったとき

（２）虚偽の申請その他不正の手続により利用の決定を受けたとき

（３）その他、委員会が不適当と認めるとき

第１６　不正に対する措置

委員会は、不正な手段により費用の支弁を受けた者があるときは、既に支弁した額の一部又は全部を返還させるものとする。

第１７　その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要項は、令和８年１０月２８日から適用する。